

# 成年後見制度報酬助成申請時必要書類

(申請期限：報酬付与の審判のあった日の翌日から90日以内)

統一必須書類
<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書の写し
<input type="checkbox"/> 報酬付与申立事情説明書の写し
<input type="checkbox"/> 財産目録（定期報告用）の写し （※これにより難しい場合は、所有する資産の状況が確認できる書類）
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 （※以前に提出しており変更がない場合は不要）
<input type="checkbox"/> 八千代市成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/> 同意書（第2号様式）
<input type="checkbox"/> 銀行口座振込依頼書（成年被後見人等（本人）口座）

+

生活保護受給者 中国残留邦人等の支援給付受給者	市町村民税が非課税の者 (生計を一にする世帯員全員)
(生活保護受給者) <input type="checkbox"/> 保護決定通知書（最新のもの）又は 被保護世帯証明書	<input type="checkbox"/> 非課税証明書（世帯員全員分） <input type="checkbox"/> 生計を一にする世帯員の通帳 の写し（可能な場合）
(支援給付受給者) <input type="checkbox"/> 支援給付決定通知書（最新のもの）	

(令和4年4月1日以降)

## 【複数後見や監督人がついている場合】

※ 本制度は成年被後見人等の個人に対する報酬助成のため、成年後見人等が複数の場合（監督人を含む）でも上限額は在宅：28,000円、入所等：18,000円となります。複数後見等の場合、報酬付与の審判の時期が異なることがありますので、申請時期や手続き方法については、福祉総合相談室までお問い合わせください。